

東久留米市立学童保育所入所基準(令和7年度版)

令和6年11月1日制定

1 入所決定

育成支援が必要な児童の入所決定は、入所基準により父母のそれぞれの育成支援が必要な状況を指数化し、入所指数の高い保護者の児童から入所を決定する。なお、父母のいずれもが不存在の場合は、現に児童を保護養育する者を保護者とみなし、この者の入所指数により入所を決定する。

入所の決定は、まず小学1年生から3年生の低学年児童について、一次申請、二次申請、三次申請の順に行う。その後、小学4年生から6年生の高学年児童の入所について行う。

入所の決定にあたっては、東久留米市立学童保育所入所基準指数表別表を基本として、児童の現状、家族構成等を考慮し総合的に判定するものとする。

ただし、年度途中の転所希望児童の入所の可否は、新規申請児童および待機児童よりも優先して判定を行う。

2 入所基準

(1) 1に基づく入所基準は別表のとおりとし、基準指数は保護者のいずれか低い方を用い、基準指数と調整指数の合算を入所指数とする。

(2) 別表入所基準の基準指数・調整指数の項目解釈は以下のとおりとする。

① テレワークは基準指数－順位2居宅外労働に含むものとする。(基準指数－順位2)

② 居宅内自営とは、居宅と店舗が同一のものをいい、店舗が別のものは外勤として扱う。ただし店舗が別にあっても自宅から10分以内の所にあり、店舗に付随して部屋があるときはこの限りではない。(基準指数－順位3)

③ 一般療養の場合、児童の監護に当たることが困難であるときに該当するものとして取り扱う。(基準指数－順位4)

④ 障害とは、項目に示されている、手帳所持者とする。(基準指数－順位4)

⑤ 常時病臥の高齢者とは、摂食、排せつ、洗面等日常生活動作に常時介護を必要とするもので、原則として要介護4または5に認定された者。(調整指数－番号6)

⑥ 自営業の中心者とは、専ら従事しているものをいい、協力者とはそれ以外の者をいう。(調整指数－番号7)

3 優先順位

(1) 入所指数が同数の場合は、別表の基準指数の順位を優先する。

(2) (1)でもなお、順位が同じ場合は、調整指数の高い者を優先する。

(3) 前各号により難しい場合は、別途協議のうえ判定する。

4 入所基準の取り扱い期間

本入所基準は、令和6年11月1日から効力を生じ、令和8年3月31日をもって効力を失う。

東久留米市立学童保育所入所基準指数表

別表

● 基準指数

順位	類 型	保護者（父母またはそれに代わる者）の状況（同居の親族その他の者が児童の監護に当たることができない場合）			基準 指数	
		項 目				
1	不存在	両親不存在かつ、保護者がいずれも65歳以上			12	
		両親不存在かつ、保護者のいずれかが65歳未満			※①	
2	居宅外 労 働 (※②)	外 勤 居宅外自営	月20日以上、日中7時間以上の就労を常態		10	
			月20日以上、日中5時間以上の就労を常態		9	
			月20日以上、日中4時間以上の就労を常態		8	
			月20日未満、月12日以上就労かつ、日中7時間以上の就労を常態		9	
			月20日未満、月12日以上就労かつ、日中5時間以上の就労を常態		8	
			月20日未満、月12日以上就労かつ、日中4時間以上の就労を常態		7	
			上記以外で、勤務形態から明らかに児童を監護する事ができない場合		6	
			3	居宅内 労 働	内 勤 居宅内自営	月20日以上、日中7時間以上の就労を常態
月20日以上、日中5時間以上の就労を常態		9				
月20日以上、日中4時間以上の就労を常態		8				
月20日未満、月12日以上就労かつ、日中7時間以上の就労を常態		9				
月20日未満、月12日以上就労かつ、日中5時間以上の就労を常態		8				
月20日未満、月12日以上就労かつ、日中4時間以上の就労を常態		7				
内 職	日中7時間以上の就労を常態				8	
	日中4時間以上7時間未満の就労を常態				6	
4	疾 病 障 害	疾 病	入院(1カ月以上)		10	
			居宅内療養	常時病臥		10
					精 神 性	精神障害者保健福祉手帳2級同程度以上
				上記以外		8
				一般療養	安静を要する常態(常時病臥に至らない程度)	9
					通院加療を要する状態	6
			障 害	身体障害者手帳1,2級、愛の手帳1,2度		10
		身体障害者手帳3級、愛の手帳3度		8		
		身体障害者手帳4～6級、愛の手帳4度		6		
		5	出 産		出産月前後2カ月間を含む5カ月	
6	看 護 介 護	居 宅 外 (付 添 等)	週5日以上、日中7時間以上の付添い		10	
			週5日以上、日中5時間以上の付添い		9	
			週4日以上、日中5時間以上の付添い		8	
			週3日以上、日中4時間以上の付添い		6	
		同 居	常時看護等を必要とする場合(身体障害者手帳1,2級、愛の手帳1,2度)		10	
			上記以外の場合(通所訓練施設等に通っている子がいる場合を含む)		8	
7	災 害	火災・災害等による家屋の損傷,その他災害復旧のため監護に当たれない場合			10	
8	その他	就 学 等	就学・技能習得等のため監護に当たれない場合		※③	
		そ の 他	前各号に掲げるほか、明らかに監護に当たれないと認めるもの		6	

※①両親不存在かつ、保護者のいずれかが65歳未満の場合は、順位2～8の項目に準じる

※②テレワークは順位2居宅外労働に含む

※③就学・技能習得等のため監護に当たれない場合は、順位2の項目に準じる

● 調整指数

番号	項 目			調整 指数	
1	学 年	1年生		2	
		2年生		1	
		3年生		0	
		4年生		-1	
		5年生		-2	
		6年生		-3	
2	特別支援学級もしくは特別支援学校に在籍、または障害者手帳を所持			1	
3	生活保護世帯			2	
4	世 帯	両親不存在で、保護者がいずれも70歳以上		2	
		ひとり親	独立世帯(保護者と子のみ)	2	
			同居世帯(祖父母等同居者がいる)	1	
5	保護者が身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～2級を所持し就労している場合			1	
6	看 護 介 護	基準表各項目に該当し、かつ通院等に付き添っている場合		1	
		同居の親族が自宅内で看護・介護をしている場合 (下記手帳所持者、常時病臥の高齢者等を除く)		-1	
		同居親族に身体障害者手帳(1,2級)、愛の手帳(1,2度)、精神障害者保健福祉手帳(1級)を所持する者、もしくは常時病臥の高齢者等がいて他に看る者がいない場合		1	
7	同居の 親族	同居の親族が65歳以上		0	
		内職	同居の親族が65歳未満で、日中5時間以上の就労を常態		0
			同居の親族が65歳未満で、日中5時間未満の就労を常態		-1
		自営	同居の親族が65歳未満で、中心者である場合		0
			父母を除くその他の同居の親族が65歳未満で、協力者となっている場合	日中5時間以上	0
				日中5時間未満	-1
8	その他	社会的養護が必要な場合など、特別の支援・配慮等が必要と認める世帯(要協議)		1～5	
9	学童 保育所 費未納	学童保育所費の未納が3か月以上ある(在籍している・いないにかかわらず、きょうだいも含む)		-2	
		学童保育所費の未納が6か月以上ある(在籍している・いないにかかわらず、きょうだいも含む)		-5	